

利益相反管理方針の概要

コインチェック株式会社（以下「当社」という。）は、暗号資産交換業に関する内閣府令第23条第2項第3項に基づき、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引（以下、「利益相反取引」という）を適切な方法により特定・類型化し、利用者の保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定しました。

当社は法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表します。

1. 利益相反取引

「利益相反取引」とは、暗号資産交換業に関する内閣府令第23条第2項第3項に従い、当社が行う取引に伴い、当社が行う暗号資産交換業に係る利用者の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反管理の対象となる取引と特定方法

当社では、上記1に規定する「利益相反取引」を利益相反管理の対象となる取引とし、その特定に当たっては、以下の事情を考慮し検討するものとします。

- (1) 利用者が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱くとき
- (2) 利用者の犠牲により、当社が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性があるとき
- (3) 利用者との取引の結果、利用者の利益とは明確に区別される利益を取得するとき
- (4) 利用者の利益よりも他の利用者を優先する経済的その他の誘因があるとき
- (5) 利用者以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得るとき、又は将来得ることになるとき

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮する。

3. 類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

類型	利用者と当社又は当社グループ会社	利用者と当社又は当社グループ会社の他の利用者との利害が対立する取引
利害対立型	利用者と当社又は当社グループ会社の利害が対立する取引	利用者と当社又は当社グループ会社の他の利用者との利害が対立する取引
競合取引型	利用者と当社又は当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	利用者と当社又は当社グループ会社の他の利用者との競合する取引
情報利用型	当社が利用者との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社が利益を得る取引	当社が利用者との関係を通じて入手した情報を利用して当社又は当社グループ会社の他の利用者が利益を得る取引

4. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理体制の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括部署を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、営業部門から独立した利益相反管理統括部署が、「対象取引」の特定及び利益相反管理を一元的に行います。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより利益相反管理を行います。

また、これらの利益相反管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知・徹底することにより、安心・安全に暗号資産等を保管管理するウォレットサービス、ならびに特徴のあるデジタル資産等の取引・交換サービスを提供いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と利益が害されるおそれのある利用者（以下、「当該利用者」とい
う）と取引を行う部門との分離
- (2) 対象取引又は当該利用者との取引の条件または方法の変更
- (3) 対象取引又は当該利用者との取引の中止
- (4) 当該利用者への対象取引に伴い利益が不当に害されるおそれがあることについての開示
- (5) その他の方法

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社における利益相反管理の対象となるグループ会社は以下となります。

- 1 マネックスグループ株式会社
- 2 マネックス証券株式会社
- 3 その他、当社において管理が必要と認める会社

以上